

1章 入学前のこと

Q1： 就学について不安があるのですが、どこに相談すればよいですか。

A

まずは、幼稚園や保育所の先生に相談することが大切です。あるいは療育センター等に定期的に通っている場合は、その担当者に相談することも可能でしょう。そこから、ケースによって、専門の機関を紹介される場合もあります。

また、地域にある、教育センターや教育研究所でも無料で教育相談を受けることができます。

県教育委員会特別支援教育課の HP に市町村の相談窓口一覧が掲載してありますのでご覧ください。

Q2： 「就学義務の猶予又は免除」とは、どのような制度ですか。

A

子どもが、満6歳に達し、7歳を迎える年度によいよ小学校入学（就学）となります。低出生体重として産まれた場合や、療育に専念する必要がある場合等には、市町村教育委員会で、「就学義務の猶予又は免除」という制度について説明を聞く等、就学相談を受けることができます。

近年増加傾向にある低出生体重児等への対応については、平成25年12月に、国から、就学義務の猶予又は免除事由の中にある、「その他やむを得ない事由」に該当するとの説明がなされました。

文部科学省のホームページに、「就学事務 Q&A 8 就学義務の猶予又は免除について」という情報が掲載されていますので、参考にしてください。



Q3: 入学する学校は、どのような流れで決まるのですか。保護者が希望を伝えることはできますか。

A

それぞれの学校には各教育委員会で定めた学区があり、住民登録をしている地域ごとに入学する学校が決まっています。特別な理由がない限り、保護者の希望で学区を変更することはできません。ただ、障害のある子どもの場合、学区の学校に特別支援学級がない場合があります。その場合は、近隣の特別支援学級のある学校へ入学することができます。(区域外就学)

また、学区の学校に新たに特別支援学級を設置してもらうことが可能な場合もあります。(学級開設) いずれにしても、入学前にお住まいの地域の教育委員会に相談しておく必要があります。

上記の区域外就学や、学級開設に関係した相談の場合は、5月か6月頃、早い時期に行うことができると良いです。何度か相談を重ねていくので、期間が必要だからです。

Q4: 入学前に、「小学校」や「特別支援学校」を見学・体験することはできますか。

A

できます。事前に入学する学校の様子を見ておくことは大切です。ただし、学校にも行事の予定等がありますので、見学したい日時を早めに連絡し、見学可能かどうかを確認しておく必要があります。また、見学理由や、現在、心配に感じていること等を相談しておくことも大切です。

教育委員会が見学会等を設けている場合もありますので、まず、お住まいの地域の教育委員会に相談をしてください。

Q5: 就学先の学校を選ぶ時は、どのようなことに気をつければよいですか。

A

小学校・特別支援学校の両方を見学・体験することをおすすめします。できれば、体験も1回だけでなく複数回行って、いろいろな活動の場면을体験すると、子ども本人がその学校を気に入ったのかどうか、なじめそうか等、様子がわかります。

友人・知人からの情報も大切ですが、親子で実際に学校を一緒に見たり、先生に直接話を聞いたりして、子どもにとって学習しやすい、最適な学びの場を選ぶことが大切です。

小学校の通常の学級・特別支援学級・特別支援学校は、それぞれ学級の人数も違うし、学習の内容も違います。見学や体験の前後で、地域の教育委員会に疑問点等を聞いてみるのも良いでしょう。

Q6: 入学前に、子どもの様子を小学校に伝えておいた方がよいですか。

A

その方がよいと思います。小学校は、幼稚園や保育園と活動内容が大きく異なります。そのため、発達障害のある子どもの場合は、状況の変化に大きな不安を感じ、落ち着きがなくなったり、大きな声を出したり等といった行動につながることもあります。こうした子どもの状態が担任の先生に伝わっていないと、先生も戸惑い、不適切な対応につながってしまう可能性があります。子どもの特性にあった対応を求めるためには、学校に子どもの様子を事前に伝えておくことが大切です。伝え方については幼稚園や保育所の先生に相談するとよいです。

また、保護者が幼稚園や保育所等の教員と一緒に作成した、個別の教育支援計画がある場合は、必ず、学校に引き継ぐようにしてください。